



愛媛県報

平成16年4月1日木曜日 第1545号外3

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	1
愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....	5
愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則.....	5
地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....	5

告 示

愛媛県消費者保護審議会規程の一部改正.....	6
愛媛県消費者苦情処理審査会規程の一部改正.....	6
愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	6
愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置の一部改正.....	6

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	6
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	7
愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	16
愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	17
組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....	19
愛媛県立医療技術大学処務規程.....	22
愛媛県補助事業適正化対策班規程.....	28

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....	29
---------------------------	----

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	29
--------------------------------	----

教育委員会告示

教育事務所及び分室の名称、位置及び所管区域の一部改正.....	29
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第8項の規定による教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定の一部改正.....	30

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令.....	30
-------------------------------------	----

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	30
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	30
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	30

人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正.....	32
-----------------------------------------	----

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程.....	32
-------------------------------	----

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令.....33

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の表県民環境部の部管理局の項中「県民交流課」を「県民生活課」に改め、同部県民協働局の項中「、生活課」を削る。

第4条の2の表市町村課の項の次に次のように加える。

消防防災安全課	危機管理室
---------	-------

第6条第1項中「県民交流課」を「県民生活課」に改める。

第7条第5項第2号中「及び」の下に「行政書士法人並びに」を加える。

第8条第5項に次の1号を加える。

(8) 電子署名に係る認証業務に関すること。

第9条第1項中「県民交流課」を「県民生活課」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 暮らしに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

第9条第1項に次の6号を加える。

(3) 暮らしに関する施策の実施に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 消費者の保護に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(5) 消費生活協同組合に関すること。

(6) 省資源運動及び金融に係る消費者知識の普及に関すること。

(7) 物価の安定に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(8) 家庭生活の充実に係る施策の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第9条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、第9号から第13号までの事務は、危機管理室が所掌する。

第9条第2項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の5号を加える。

- (9) 災害対策の総合調整及び推進に関すること。
- (10) 石油コンビナート等における災害の防止に関すること。
- (11) 防災行政無線に関すること。
- (12) 危機管理対策の総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (13) 国民の保護のための措置に関すること。

第9条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「及び第10号」を削り、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第2項中「第11号」を「第10号」に改め、同項第10号中「新規学校卒業者の就職対策」を「若年者の雇用対策」に改め、同項第11号を削り、同条第5項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。

第13条第1項中「第11号から第13号」を「第12号から第14号」に改め、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 農林水産部の所管に属する補助事業の適正な執行に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第13条第5項第4号中「集荷（計画出荷数量を含む。）及び供給」を「需給」に改める。

第15条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 農林水産部に事業管理統括監及び事業管理監を置く。

第17条第2項中「室長補佐（）」の下に「保健福祉課医療対策室、」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 消防防災安全課危機管理室に危機管理監を置く。

第18条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、課若しくは室又は係に、必要に応じて担当係長を置く。

第23条第1項第1号中「地方機関（）」の下に「愛媛県立医療技術大学（以下「医療技術大学」という。）及び」を加え、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 広域文化交流に関すること。

第23条第3項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 観光及び物産に関すること。

第27条第3項の表八幡浜中央保健所宇和支所の項位置の欄中「東宇和郡宇和町」を「西予市」に改め、同項所管区域の欄中「東宇和郡宇和町及び明浜町」を「西予市のうち宇和町及び明浜町」に改め、同表八幡浜中央保健所野村支所の項位置の欄中「東宇和郡野村町」を「西予市」に改め、同項所管区域の欄中「東宇和郡野村町及び城川町」を「西予市のうち

野村町及び城川町」に改め、同条第5項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 技幹

第31条第3項の表東予支所の項担当区域の欄中「、川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表南予支所の項同欄中「大洲市」の下に「、西予市」を加え、「、東宇和郡」を削る。

第44条第3項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 担当係長

第44条第3項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 副園長

第48条第2項を次のように改める。

2 えひめ学園に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 支援課

第50条を削り、第49条の2を第50条とし、第49条の次に次の1条を加える。

（医療技術大学）

第49条の2 医療技術大学の業務は、次のとおりとする。

- (1) 保健及び医療の分野における高度の専門的知識及び技術の教授研究に関すること。
- (2) その他医療技術大学の管理運営に関すること。

2 医療技術大学に事務局、図書館及び地域交流センターを置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課及びそれぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	総務係
学務課	教務係、学生係

3 医療技術大学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 地域交流センター長
- (5) 図書館長
- (6) 学生部長
- (7) 教授
- (8) 助教授
- (9) 講師
- (10) 助手
- (11) センター員
- (12) 事務局長
- (13) 課長
- (14) 係長
- (15) 担当係長
- (16) 主事
- (17) その他の職員

4 医療技術大学に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 副参事

- (3) 専門員
- (4) 主任
- (5) 主査

第53条第4項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 参事

第55条の見出しを「(看護専門学校)」に改め、同条第1項中「愛媛県立伊予三島看護専門学校(以下「伊予三島看護専門学校」)を「愛媛県立看護専門学校(以下「看護専門学校」)に改め、同条第2項から第4項までの規定中「伊予三島看護専門学校」を「看護専門学校」に改める。

第56条第3項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 専門研究員

第63条第3項の表畜産分校の項位置の欄中「東宇和郡野村町」を「西予市」に改める。

第73条の2第3項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 担当係長

第80条第3項の表西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室の項を次のように改める。

西条中央地域農業改良普及センター四国中央普及室	四国中央市	四国中央市
-------------------------	-------	-------

第80条第3項の表八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室の項を次のように改める。

八幡浜中央地域農業改良普及センター西予普及室	西予市	西予市
------------------------	-----	-----

別表第1財政課の項係の欄中「予算第一係」を「財政企画係、予算第一係」に改め、同表市町村課の項同欄中「ふるさと振興係、地域整備係」を「地域振興係」に改め、同表県民交流課の項係の欄中「県民交流課」を「県民生活課」に改め、同項係の欄中「広域文化交流係」を「消費生活係、生活対策係」に改め、同表消防防災安全課の項を次のように改める。

消防防災安全課	消防係、保安係、交通安全計画係、交通安全教育指導係
危機管理室	防災企画係、防災情報係、危機管理係

別表第1生活課の項を削り、同表障害福祉課の項係の欄中「障害者施設係」の下に「療育センター係」を加え、同表長寿介護課の項同欄中「居宅介護係」を「在宅介護係」に改め、同表長寿介護課国民健康保険室の項同欄中「国保管理係、国保指導係」を「国保係」に改め、同表労政雇用課雇用対策室の項同欄中「特定雇用係」を「雇用支援係」に改め、同表農政課の項同欄中「国土調査係」の下に「調査係、指導係」を加える。

別表第2県民交流課の項幹事課の欄中「県民交流課」を「県民生活課」に改め、同表保健福祉課の項地方機関の欄中「医療技術短期大学」を「医療技術大学、医療技術短期大学」に、「伊予三島看護専門学校」を「看護専門学校」に、「愛媛整肢療護園」を「整肢療護園」に改める。

別表第3西条地方局の部保健部環境保全課の項係の欄中「

環境保全係」の下に「、廃棄物指導係」を加え、同部産業経済部商工労政課の項同欄中「商工係、労政係」を「商工労政係」に改め、同部産業経済部伊予三島土地改良課の項課の欄中「伊予三島土地改良課」を「四国中央土地改良課」に改め、同部産業経済部伊予三島林業課の項同欄中「伊予三島林業課」を「四国中央林業課」に改め、同表今治地方局の部保健部環境保全課の項係の欄中「環境保全係」の下に「、廃棄物指導係」を加え、同部産業経済部商工労政課の項同欄中「商工係、労政係」を「商工労政係」に改め、同部建設部建設第三課の項同欄中「第二係」の下に「、上島架橋係」を加え、同表松山地方局の部保健部環境保全課の項同欄中「環境保全係」の下に「、廃棄物指導係」を加え、同部産業経済部商工労政課の項同欄中「商工係、労政係」を「商工労政係」に改め、同部建設部建設第三課の項同欄中「第三係、第四係」を「鉄道高架係」に改め、同表八幡浜地方局の部総務福祉部大洲福祉課及び宇和福祉課の項を削り、同部保健部環境保全課の項同欄中「環境保全係」の下に「、廃棄物指導係」を加え、同部産業経済部商工労政課の項同欄中「商工係、労政係」を「商工労政係」に改め、同部産業経済部宇和土地改良課の項課の欄中「宇和土地改良課」を「西予土地改良課」に改め、同部産業経済部宇和林業課の項同欄中「宇和林業課」を「西予林業課」に改め、同表宇和島地方局の部保健部環境保全課の項係の欄中「環境保全係」の下に「、廃棄物指導係」を加え、同部産業経済部商工労政課の項同欄中「商工係、労政係」を「商工労政係」に改める。

別表第3の2中

「

西条地方局産業経済部伊予三島土地改良課	伊予三島市	伊予三島市、川之江市及び宇摩郡
西条地方局産業経済部伊予三島林業課	市	

」

を

「

西条地方局産業経済部四国中央土地改良課	四国中央市	四国中央市
西条地方局産業経済部四国中央林業課	市	

」

に改め、

「

八幡浜地方局総務福祉部大洲福祉課		
------------------	--	--

」

を削り、

「

八幡浜地方局総務福祉部宇和福祉課	東宇和郡宇和町	東宇和郡
八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課		
八幡浜地方局産業経済部宇和林業課		

」

を

「

八幡浜地方局産業経済部西予土地改良課	西予市	西予市
八幡浜地方局産業経済部西予林業課		

」

に改める。

別表第4中

「

西条地方局伊予三島土木事務所	伊予三島市	伊予三島市、川之江市及び宇摩郡
----------------	-------	-----------------

」

を

西条地方局 四国中央土木事務所	四国中央 市	四国中央市
--------------------	-----------	-------

に、

八幡浜地方局 宇和土木事務所	東宇和郡 宇和町	東宇和郡
-------------------	-------------	------

を

八幡浜地方局 西予土木事務所	西予市	西予市
-------------------	-----	-----

に改める。

別表第5 西条地方局伊予三島土木事務所の部土木事務所の欄中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に改め、同表八幡浜地方局宇和土木事務所の部同欄中「宇和土木事務所」を「西予土木事務所」に改める。

別表第7 西条中央保健所の部環境保全課の項係の名称の欄、同表今治中央保健所の部環境保全課の項同欄、同表松山中央保健所の部環境保全課の項同欄、同表八幡浜中央保健所の部環境保全課の項同欄及び同表宇和島中央保健所の部環境保全課の項同欄中「環境保全係」の下に「、廃棄物指導係」を加え、同表伊予三島保健所の部保健所の欄中「伊予三島保健所」を「四国中央保健所」に改める。

別表第9 西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室の項普及室の欄中「伊予三島普及室」を「四国中央普及室」に改め、同表八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室の項同欄中「東宇和普及室」を「西予普及室」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第5項第2号の改正規定は、平成16年8月1日から施行する。
- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課若しくは学校に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課若しくは学校に勤務を命ぜられたものとする。

総務部新行政推進局市町村課ふるさと振興係長	総務部新行政推進局市町村課地域振興係長
県民環境部管理局県民交流課調整管理係長	県民環境部管理局県民生活課調整管理係長
県民環境部管理局県民交流課担当係長	県民環境部管理局県民生活課担当係長
県民環境部管理局県民交流課	県民環境部管理局県民生活課
県民環境部管理局消防防災安全課防災情報係長	県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室防災情報係長
県民環境部県民協働局生活課	県民環境部管理局県民生活課
保健福祉部生きがい推進局長寿介護課国民健康保険室国保管理係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課国民健康保険室国保係長

経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室特定雇用係長	経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室雇用支援係長
西条地方局伊予三島保健所保健課担当係長	西条地方局四国中央保健所保健課担当係長
西条地方局伊予三島保健所保健課健康栄養係長	西条地方局四国中央保健所保健課健康栄養係長
西条地方局産業経済部伊予三島土地改良課担当係長	西条地方局産業経済部四国中央土地改良課担当係長
西条地方局産業経済部伊予三島土地改良課施設整備係長	西条地方局産業経済部四国中央土地改良課施設整備係長
西条地方局産業経済部伊予三島土地改良課団体指導係長	西条地方局産業経済部四国中央土地改良課団体指導係長
西条地方局産業経済部伊予三島林業課指導第一係長	西条地方局産業経済部四国中央林業課指導第一係長
西条地方局産業経済部伊予三島林業課指導第二係長	西条地方局産業経済部四国中央林業課指導第二係長
西条地方局西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室担い手対策係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター四国中央普及室担い手対策係長
西条地方局西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室専門普及係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター四国中央普及室専門普及係長
西条地方局伊予三島土木事務所事業管理課担当係長	西条地方局四国中央土木事務所事業管理課担当係長
西条地方局伊予三島土木事務所事業管理課事業係長	西条地方局四国中央土木事務所事業管理課事業係長
西条地方局伊予三島土木事務所用地課担当係長	西条地方局四国中央土木事務所用地課担当係長
西条地方局伊予三島土木事務所建設第一課第一係長	西条地方局四国中央土木事務所建設第一課第一係長
西条地方局伊予三島土木事務所建設第二課第一係長	西条地方局四国中央土木事務所建設第二課第一係長
西条地方局伊予三島土木事務所建設第二課第二係長	西条地方局四国中央土木事務所建設第二課第二係長
伊予三島看護専門学校庶務係長	看護専門学校庶務係長
伊予三島看護専門学校教務主任	看護専門学校教務主任
伊予三島看護専門学校	看護専門学校
えひめ学園支援課自立支援係長	えひめ学園支援課担当係長
えひめ学園支援課生活支援係長	えひめ学園支援課担当係長
八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課担当係長	八幡浜地方局産業経済部西予土地改良課担当係長
八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課施設整備第一係長	八幡浜地方局産業経済部西予土地改良課施設整備第一係長
八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課施設整備第二係長	八幡浜地方局産業経済部西予土地改良課施設整備第二係長
八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課団体指導係長	八幡浜地方局産業経済部西予土地改良課団体指導係長

八幡浜地方局産業経済部宇和林業課指導第一係長	八幡浜地方局産業経済部西予林業課指導第一係長
八幡浜地方局産業経済部宇和林業課指導第二係長	八幡浜地方局産業経済部西予林業課指導第二係長
八幡浜地方局産業経済部宇和林業課治山林道係長	八幡浜地方局産業経済部西予林業課治山林道係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室担い手対策係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター西予普及室担い手対策係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室第一地域営農係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター西予普及室第一地域営農係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室第二地域営農係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター西予普及室第二地域営農係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室専門普及係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター西予普及室専門普及係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室担当係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター西予普及室担当係長
八幡浜地方局宇和土木事務所用地課担当係長	八幡浜地方局西予土木事務所用地課担当係長
八幡浜地方局宇和土木事務所建設第一課第二係長	八幡浜地方局西予土木事務所建設第一課第二係長
八幡浜地方局宇和土木事務所建設第一課第三係長	八幡浜地方局西予土木事務所建設第一課第三係長
八幡浜地方局宇和土木事務所建設第二課第一係長	八幡浜地方局西予土木事務所建設第二課第一係長
八幡浜地方局宇和土木事務所建設第二課第二係長	八幡浜地方局西予土木事務所建設第二課第二係長
地方労働委員会事務局総務課	地方労働委員会事務局審査調整課
地方労働委員会事務局調整課審査係長	地方労働委員会事務局審査調整課担当係長
地方労働委員会事務局調整課調整係長	地方労働委員会事務局審査調整課担当係長
地方労働委員会事務局調整課	地方労働委員会事務局審査調整課

○愛媛県規則第29号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務局の部本庁の項職の欄中「局長」の下に「、事業管理統括監」を、「医監」の下に「、危機管理監」を、「循環型社会推進監」の下に「、事業管理監」を加え、同部地方機関の項同欄中「園長」の下に「、副園長」を、「副参事」の下に「、技幹」を加え、同表地方労働委員会事務局の部同欄中「係長」の下に「、担当係長」を加える。

第3条中「公立学校学長」の下に「、公立学校学部長」を加え、同条の表を次のように改める。

区 分		職
知事の事務局	医療技術大学	学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長、教授、助教授、講師、助手、センター員
	医療技術短期大学	学長、学科長、一般教養科長、専攻科長、学生部長、図書館長、教授、助教授、講師、助手

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第30号

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正）

第1条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、地方局長を、医療技術短期大学」を「地方局長を、医療技術大学及び医療技術短期大学」に、「医療技術短期大学長」を「医療技術大学長」に改める。

第30条の3の見出し中「医療技術短期大学長」を「医療技術大学長」に改め、同条第1項中「医療技術短期大学が」を「医療技術大学及び医療技術短期大学が」に、「医療技術短期大学長」を「医療技術大学長」に、「医療技術短期大学事務局長」を「医療技術大学事務局長」に改める。

（愛媛県執務時間規則の一部改正）

第2条 愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「えひめ観光物産プラザ」を「えひめ観光物産プラザ」を愛媛県立医療技術愛媛県立医療技術

ラザ
大学
短期大学」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第31号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項た

だし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

本則第4号中「及び経営企画室長」を「、経営企画室長及び経営企画室長補佐」に改める。

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

本則第4号中「及び経営企画室長」を「、経営企画室長及び経営企画室長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第720号

愛媛県消費者保護審議会規程(昭和50年7月愛媛県告示第721号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第7条中「県民協働局生活課」を「管理局県民生活課」に改める。

○愛媛県告示第721号

愛媛県消費者苦情処理審査会規程(昭和50年7月愛媛県告示第722号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第7条中「県民協働局生活課」を「管理局県民生活課」に改める。

○愛媛県告示第722号

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表狩猟免許試験の項口頭による開示請求をすることができる場所の欄中「伊予三島林業課」を「四国中央林業課」に、「宇和林業課」を「西予林業課」に改め、同表愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験の項口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容の欄中「愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験」を「愛媛県立看護専門学校入学試験」に改め、同項口頭による開示請求をすることができる場所の欄中

「愛媛県立伊予三島看護専門学校」を「愛媛県立看護専門学校」に改め、同表愛媛県立医療技術大学一般入学試験の項欄中「愛媛県立医療技術大学開設準備室(愛媛県立医療技術短期大学内)」を「愛媛県立医療技術大学」に改める。

○愛媛県告示第723号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置(昭和47年3月愛媛県告示第291号)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表位置の欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に、「西条地方局伊予三島土木事務所」を「西条地方局四国中央土木事務所」に、「東宇和郡宇和町」を「西予市」に、「八幡浜地方局宇和土木事務所」を「八幡浜地方局西予土木事務所」に改める。

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第11条の6を第11条の7とし、第11条の3から第11条の5までを1条ずつ繰り下げ、第11条の2の次に次の1条を加える。

(事業管理統括監)

第11条の3 事業管理統括監は、上司の命を受け、農林水産部の所管に属する補助事業の適正な執行に関する事務を統括する。

第12条に次の1項を加える。

4 事業管理監は、上司の命を受け、農林水産部の所管に属する補助事業の適正な執行に関する事務を調整し、整理するとともに、農政課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第12条の2の見出しを「(室長等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理対策に関する専門的な指導及び助言を行う。

第20条第2項中「局長」の下に「、事業管理統括監」を、「循環型社会推進監」の下に「、事業管理監」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「局長」の下に「、事業管理統括監」を、「循環型社会推進監」の下に「、事業管理監」を加える。

第5条第1項の表知事の権限に属する事務の部部長の項を次のように改める。

部長	局長	課長
	事業管理統括監（担当事務に限る。）	事業管理監（担当事務に限る。）

第5条第1項の表知事の権限に属する事務の部局長の項の次に次のように加える。

事業管理統括監	事業管理監	事業管理統括監が指定した職員
---------	-------	----------------

第5条第1項の表知事の権限に属する事務の部課長の項代決者の欄中「循環型社会推進監（担当事務に限る。）」の下に「、事業管理監（担当事務に限る。）」を加え、同部原子力安全対策推進監及び循環型社会推進監の項決裁者の欄中「及び循環型社会推進監」を「、循環型社会推進監及び事業管理監」に改め、同項代決者の欄中「又は循環型社会推進監」を「、循環型社会推進監又は事業管理監」に改める。

別表第1 12の部6の項(1)事項の欄中「5億円以上」を「1億円以上」に改め、同項(1)決裁区分の欄中「□□□」を「□□□□」に改め、同項中(2)を削り、(3)を(2)とし、同項(4)同欄中「□□」を「□□□」に改め、同項中(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同項(6)事項の欄中「(8)から(10)」を「(7)から(9)」に改め、同項(6)決裁区分の欄中「□□」を「□□□」に改め、同項(6)を同項(5)とし、同項(7)事項の欄中「(8)から(10)」を「(7)から(9)」に改め、同項中(7)を(6)とし、(8)から(10)までを1ずつ繰り上げ、同部7の項を次のように改める。

7 決裁を経た事件の経費の支出命令				
-------------------	--	--	--	--

別表第2 人事課の表1の部2の項事項の欄、同表2の部1の項同欄、同表3の部同欄中「第22条」を「第30条」に改め、同表4の部1の項同欄中「第21条第1項、第22条」を「第17条第1項、第30条」に改め、同表備考中「愛媛県立医療技術短期大学（以下「医療技術短期大学」を「愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学（以下「医療技術大学等」に改め、「学長」の下に「、学部長」を加え、同表備考(1)中「学長」の下に「及び学部長」を加え、同表備考(2)中「学長」の下に「、学部長」を加え、同表備考(5)中「学長」を「学部長」に改め、同表備考(7)中「学長」の下に「及び学部長」を加える。

別表第2 職員厚生室の表に備考として次のように加える。

備考 医療技術大学等の学長、学部長、教員及び助手に係るこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 1の部1の項(1)ア事項の欄中「役付職員」とあるのは、「学長、学部長、教授及び助教授」とする。
- (2) 1の部1の項(1)イ事項の欄中「一般職員」とあるのは、「講師及び助手」とする。

別表第2 税務課の表3の部中8の項を10の項とし、3の項から7の項までを2ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 配当割の交付（法第71条の47第1項、法附則第5条の3第2項）				
4 株式等譲渡所得割の交付（法第71条の67第1項、法附則第35条の3の2第2項）				

別表第2 私学文書課の表3の部4の項を次のように改める。

4 行政書士及び行政書士法人の監督に関すること。				
(1) 事務所の立入検査（第13条の22第1項）				
(2) 懲戒処分（第14条、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の5）				
(3) 措置要求の処理（第14条の3第1項、第2項）				

(4) 日本行政書士会連合会に対する通知(第14条の4)				
------------------------------	--	--	--	--

別表第2 私立学文書課の表3の部中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

別表第2 市町村課の表17の部9の項決裁区分の欄、同表18の部2の項同欄及び同表20の部2の項同欄中「□□」を「□□」に改め、同表21の部3の項事項の欄中「及び変更」を削り、「第7条」を「第7条第1項」に改め、同部中同項の次に次のように加える。

4 過疎地域自立促進県計画の変更(第7条第1項、第4項)				
------------------------------	--	--	--	--

別表第2 市町村課の表22の部2の項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同表24の部を削り、同表25の部事務の種類欄中「広域市町村圏計画」を「広域行政圏計画」に改め、同部1の項事項の欄中「助言等」の下に「(広域行政圏計画策定要綱(平成12年3月31日付け自治事務次官通知)第4)」を加え、同項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同部を同表24の部とし、同表26の部3の項同欄中「□□」を「□□」に改め、同部を同表25の部とし、同表中27の部を26の部とし、28の部を27の部とする。

別表第2 情報政策課の表7の部中1の項の次に次のように加える。

2 電子申請システムの管理及び運用に関すること。				
--------------------------	--	--	--	--

別表第2 情報政策課の表中8の部の次に次のように加える。

9 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する事務	1 署名検証者に関すること。				
	(1) 失効情報等の提供に係る取決めの締結(第17条第4項)				
	(2) 報告の徴収(第56条第2項)				
	2 認証業務情報に関すること。				
	(1) 安全確保措置(第20条第1項)				
	(2) 自己の認証業務情報の開示等(第29条第2項、第30条第2項)				
	(3) 自己の認証業務情報の訂正等の請求の処理(第31条)				
	3 指定認証機関に関すること。				
	(1) 認証事務の委任及び委任の解除(第34条第1項、第50条)				
	(2) 電子証明書の発行手数料及び失効情報の情報提供手数料を収受させることの決定並びにそれらの額の承認(第34条第4項から第6項まで)				
	(3) 指示(第46条第2項)				
	(4) 報告の徴収及び立入検査(第47条第2項)				
	4 運用規程の作成等(第57条)				

別表第2 県民交流課の表組織名の欄中「県民交流課」を「県民生活課」に改め、同表2の部を次のように改める。

2 暮らしに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 暮らしに関する施策の企画に関すること。				
	2 暮らしの問題の連絡調整に関すること。				
	3 暮らしの問題の調査研究に関すること。				
	4 暮らしに関する施策の実施に関すること。				

別表第2 県民交流課の表中2の部の次に次のように加える。

3 愛媛県消費者保護条例の施行に関する事務	1 事業者に対する指導又は勧告(第9条)				
	2 県基準の設定(第11条)				
	3 県基準適合義務に対する指導又は勧告(第12条)				

	第12条)				
	4 消費者苦情処理審査会に対する調停の要求(第15条第3項)				
	5 訴訟の援助(第16条、第17条)				
	6 物価対策県民会議委員の委嘱(第18条)				
	7 物価監視を行う商品の指定及びその解除(第19条第1項、第3項)				
	8 事業者の公表(第21条)				
4 消費生活に係る調査研究に関する事務	1 消費生活に係る調査研究の計画策定				
	2 消費生活に係る調査研究の実施				
	3 愛媛県消費者アドバイザーの委嘱				
5 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務	1 公正取引委員会に対する措置請求(第9条の3)				
6 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 必要な措置の指示(第7条、第38条、第46条、第56条、第68条、特定商取引に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第18条)				
	2 業務又は取引の停止命令(第8条第1項、第39条第1項、第47条第1項、第57条第1項、第68条、政令第18条)				
	3 停止命令の公表(第8条第2項、第39条第2項、第47条第2項、第57条第2項、第68条、政令第18条)				
7 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	1 指示に従わない旨の公表(第4条第2項、第20条、家庭用品品質表示法施行令第3条第3項)				
8 消費生活協同組合法の施行に関する事務	1 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立、合併及び解散の認可(第58条、第62条、第65条)				
	2 定款変更の認可(第43条第3項)				
	3 共済事業の規約の設定、変更又は廃止の認可(第43条第4項)				
	4 員外利用の許可(第12条第3項)				
	5 解散組合の継続の許可(第63条第1項)				
	6 業務又は会計の状況の検査(第94条)				
	7 改善命令(第95条第1項)				
	8 事業の停止及び解散の命令(第95条第2項、第3項)				
	9 模範定款例の制定(第26条第2項)				
	10 総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し(第96条)				
9 省資源運動の推進に関する事務	1 省資源運動の調査及び推進				
10 金融に係る消費者知識の普及に関する事務	1 金融知識普及功績者の選定				
	2 金融広報アドバイザー、金融学習グループリーダー及び金融学習グループの選定				
11 国民生活安定緊急措置法	1 小売業を行う者への指示に従わなかった場合の公表(第6条第3項、第7条第2項)				

の施行に関する事務)				
12 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する事務	1 特定物資の需給及び価格の調査に関すること(第3条)。				
	(1) 調査計画の策定				
13 家庭生活の充実に係る施策の推進に関する事務	1 家庭生活に係る施策の企画及び実施				
	2 家庭生活に係る施策に関する調査及び研究				

別表第2消防防災安全課の表1の部から3の部までを削り、同表4の部11の項事項の欄中「第24条の3」を「第24条の3第1項、第3項、第7項」に改め、同項を同部13の項とし、同部中10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、8の項の次に次のように加える。

9 航空機を用いた市町村の消防の支援の決定(第18条の3第1項)				
10 航空機を用いた市町村の消防の支援に関する協定の締結(第18条の3第2項)				

別表第2消防防災安全課の表4の部中13の項の次に次のように加え、同部を同表1の部とする。

14 緊急消防援助隊の応援出動等の措置(第24条の3第5項から第7項まで)				
15 緊急消防援助隊の登録の申請(第24条の4第4項)				

別表第2消防防災安全課の表中5の部を2の部とし、6の部から17の部までを3ずつ繰り上げ、同表の次に次の1表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
危 機 管 理 室	1 災害対策基本法の施行に関する事務	1 市町村防災会議を設置しないこととする協議(第16条第4項、第5項)			
		2 指定行政機関等の職員の派遣要請(第29条)			
		3 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣あつせんの要請(第30条)			
		4 派遣職員に関する資料の提出等(第33条)			
		5 市町村地域防災計画の作成等の承認(第42条)			
		6 防災訓練の実施(第48条)			
		7 防災に必要な物資等の備蓄等の決定(第49条)			
		8 災害情報の収集及び伝達(第51条、第55条)			
		9 被害状況の報告(第53条)			
		10 通信設備の優先利用要求(第57条)			
		11 市町村長が行うべき避難の指示等の代行(第60条第5項、第6項)			
		12 市町村長等の要請による応援等の決定(第68条)			

	13 災害に対する応急措置の実施（第70条第1項）				
	14 指定行政機関の長に対する応急措置の要請（第70条第3項）				
	15 従事命令等の決定（第71条）				
	16 市町村長に対する応急措置等の指示（第72条）				
	17 市町村長が実施すべき措置の代行（第73条）				
	18 他の都道府県知事に対する応援要請等（第74条）				
	19 災害時における事務の他の都道府県知事に対する委託（第75条）				
	20 従事命令等に係る損失補償等の決定（第82条）				
	21 緊急通行車両（緊急自動車を除く。）の確認（災害対策基本法施行令第33条）				
2 自衛隊法の施行に関する事務	1 自衛隊の災害派遣要請（第83条）				
3 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務	1 市町村の集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣への意見の申出（第3条）				
	2 市町村の申出に基づく集団移転促進事業の実施（第6条）				
	3 市町村の集団移転促進事業計画等に対する指導、助言等の措置（第9条）				

別表第2生活課の表を削る。

別表第2環境政策課の表中31の部を32の部とし、5の部から30の部までを1ずつ繰り下げ、4の部の次に次のように加える。

5 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の施行に関する事務	1 環境の保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関すること。				
	(1) 施策の策定及び実施（第6条）				
	(2) 方針、計画等の作成及び公表（第8条）				
	2 環境の保全に関する指導を行うことができる人材等に関する情報の提供等（第10条第2項）				
	3 環境保全の意欲の増進の内容に関する情報等の公表（第23条）				

別表第2環境政策課の表備考中「30の部及び31の部」を「31の部及び32の部」に改める。

別表第2廃棄物対策課の表3の部1の項(1)事項の欄中「第5条の3第1項」を「第5条の5第1項」に改め、同項(2)同欄中「第5条の3第3項」を「第5条の5第3項」に改め、同部2の項(8)同欄中「第9条の2」の下に「、第9条の2の2」を加え、同部3の項同欄中「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業」を「産業廃棄物処分量及び特別管理産業廃棄物処分量」に改め、同項(1)同欄中「第14条第1項、第4項、第14条の4第1項、第4項」を「第14条第6項、第14条の4第6項」に改め、同項中(4)を削り、(5)を(4)とし、同部中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、同部5の項(3)同欄中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同項(4)同欄、同項(5)同欄、同項(6)同欄、同項(7)同欄及び同項(8)同欄中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同項(10)同欄中「使用停止命令(」の下に「第15条の2の6、」を加え、同項を同部6の項とし、同部中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に関すること。				
---------------------------------	--	--	--	--

(1) 許可の取消し又は事業の停止命令（第14条の3、第14条の3の2、第14条の6）				
---------------------------------------------	--	--	--	--

別表第2 廃棄物対策課の表備考中「3の部8の項」を「3の部9の項」に改める。

別表第2 自然保護課の表2の部1の項事項の欄中「第4条、第5条」を「第5条第1項、第2項、第6条」に改め、同部2の項同欄中「第6条、第7条」を「第7条、第8条」に改め、同部3の項同欄中「第8条」を「第9条第2項、第3項」に改め、同部4の項を次のように改める。

4 特別地域に関すること。				
(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、第14条第1項、第3項）				
(2) 指定等に係る協議（第14条第2項）				
(3) 各種行為の許可等（第14条第4項、第6項から第8項まで）				

別表第2 自然保護課の表2の部8の項を同部15の項とし、同部7の項事項の欄中「第19条」を「第42条第1項、第2項」に改め、同項を同部12の項とし、同項の次に次のように加える。

13 損失の補償（第43条第1項、第2項、第4項）				
14 国の機関が行う行為に係る協議等（自然公園法第56条第1項、第3項、第4項、第66条第2項）				

別表第2 自然保護課の表2の部6の項事項の欄中「第16条」を「第27条第1項、第2項」に改め、同項を同部8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、第28条）				
10 風景地保護協定の締結等（第30条第1項、第4項、第5項、第31条、第33条、第34条）				
11 公園管理団体の指定等（第36条、第39条から第41条まで）				

別表第2 自然保護課の表2の部5の項事項の欄中「受理」の下に「及び必要な措置等の命令」を加え、「第14条」を「第25条第1項、第2項、第4項、第6項」に改め、同項を同部6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 中止命令等（第26条第1項、第2項）				
----------------------	--	--	--	--

別表第2 自然保護課の表2の部4の項の次に次のように加える。

5 利用調整地区に関すること。				
(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、第15条第1項、第2項）				
(2) 指定等に係る協議（第14条第2項、第15条第2項、愛媛県立自然公園条例施行規則第17条の2）				
(3) 区域内への立入りの認定等（第15条第3項第6号、第16条第1項、第4項、第5項）				
(4) 指定認定機関の指定等（第17条第1項、第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項）				

別表第2 保健福祉課の表16の部1の項(2)を削り、同部を同表17の部とし、同表15の部の次に次のように加える。

16 医療技術大学に関する事務	1 愛媛県立医療技術大学条例の施行に関すること。				
	(1) 授業料の返還（第5条第3項）				

別表第2 医療対策室の表14の部及び備考を削る。

別表第2 健康増進課の表5の部2の項(1)事項の欄中「第15条第4項」を「第15条第5項、第15条の2第2項」に改め、同項(3)同欄中「厚生労働大臣」を「他の都道府県知事又は厚生労働大臣」に、「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。

別表第2 薬務衛生課の表18の部2の項を同部3の項とし、同部1の項事項の欄中「第27条」を「第58条第3項、第5項」に改め、同項を同部2の項とし、同部中同項の前に次のように加える。

1 食品衛生監視指導計画に関すること(第24条)。				
---------------------------	--	--	--	--

別表第2 子育て支援課の表8の部1の項(15)を削り、同項(14)事項の欄中「(以下この部において「省令」という。)」を削り、同項(14)を同項(15)とし、同項(13)同欄中「児童福祉法施行令(以下この部において「政令」という。)」第12条の2」を「政令第38条」に改め、同項(13)を同項(14)とし、同項(12)の次に次のように加える。

(13) 保育士養成施設の指定又は変更の申請書及び変更届出書の進達(児童福祉法施行令(以下この部において「政令」という。))第5条第2項から第4項まで)。				
-------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

別表第2 子育て支援課の表8の部4の項(1)事項の欄中「政令第13条」を「第18条の8」に改め、同項(3)同欄中「の申請に対する審査」を削り、「児童福祉法の一部を改正する法律附則第2条」を「第18条の18」に改める。

別表第2 障害福祉課の表2の部7の項(2)事項の欄中「措置」を「公示」に改め、「第17条の20、」を削り、同項中(3)を削り、(4)を(3)とし、同表3の部1の項(2)同欄中「措置」を「公示」に改め、「第15条の20、」を削り、同項中(3)を削り、(4)を(3)とし、同表4の部1の項(2)同欄中「措置」を「公示」に改め、「第21条の20、」を削り、同項中(3)を削り、(4)を(3)とする。

別表第2 長寿介護課の表中24の部を25の部とし、6の部から23の部までを1ずつ繰り下げ、5の部の次に次のように加える。

6 愛媛県在宅介護研修センター管理条例の施行に関する事務	1 研修の内容等の承認(第6条)				
------------------------------	------------------	--	--	--	--

別表第2 経営支援課の表22の部を次のように改める。

22 商工会法の施行に関する事務	1 商工会に関すること。				
	(1) 設立の認可又は不認可(第23条第1項、第24条、第60条、商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令(以下この部において「政令」という。))第1号、第2号)				
	(2) 総会及び総代会の招集の承認(第42条第5項、第48条第5項、第60条、政令第3号)				
	(3) 定款変更の認可又は不認可(第24条、第44条第2項、第4項、第48条第5項、第60条、政令第2号、第4号)				
	(4) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第60条、政令第5号)				
	(5) 警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等(第51条第1項から第4項まで、第60条、政令第7号)				
	(6) 警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取(第51条第5項、第60条、政令第7号)				
	(7) 解散の届出の受理(第52条第2項、第60条、政令第8号)				
(8) 合併の認可又は不認可(第24条、第52					

条の2第2項、第4項、第6項、第60条、政令第2号、第9号)				
(9) 清算人の選任(第53条、第60条、政令第10号)				
(10) 財産処分方法の認可又は不認可(第24条、第54条第1項、第2項、第4項、第60条、政令第2号、第11号)				
(11) 清算結了の届出の受理(第55条、第60条、民法第83条、政令第12号)				
2 商工会連合会に関すること。				
(1) 設立の認可又は不認可(第23条第1項、第24条、第55条の15、第60条、政令第1号、第2号)				
(2) 総会の招集の承認(第42条第5項、第48条第5項、第58条第4項、第60条、政令第3号)				
(3) 定款変更の認可又は不認可(第24条、第44条第2項、第4項、第48条第5項、第58条第4項、第60条、政令第2号、第4号)				
(4) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第58条第5項、第60条、政令第5号)				
(5) 報告の徴収及び立入検査(第50条第1項、第58条第5項、第60条、政令第6号)				
(6) 警告及び設立の認可の取消し等(第51条第1項、第2項、第58条第5項、第60条、政令第7号)				
(7) 警告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取(第51条第5項、第58条第5項、第60条、政令第7号)				
(8) 解散の届出の受理(第52条第2項、第58条第6項、第60条、政令第8号)				
(9) 清算人の選任(第53条、第58条第6項、第60条、政令第10号)				
(10) 財産処分方法の認可又は不認可(第24条、第54条第1項、第2項、第4項、第58条第6項、第60条、政令第2号、第11号)				
(11) 清算結了の届出の受理(第55条、第58条第6項、第60条、民法第83条、政令第12号)				

別表第2 経営支援課の表23の部1の項事項の欄中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同部2の項同欄中「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に改め、同部3の項同欄中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に改め、同部4の項同欄中「認可()」の下に「第28条、」を、「第46条第2項」の下に「、第4項」を加え、「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に改め、同部5の項同欄中「第7条第5号」を「第7条第1項第5号」に改め、同部6の項を削り、同部7の項同欄中「第59条第1項第1号」の下に「、第4項」を加え、「第7条第7号」を「第7条第1項第7号」に改め、同項を同部6の項とし、同部8の項を同部7の項とし、同部中同項の次に次のように加える。

8 報告の徴収及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣への報告(政令第7条第2項)				
------------------------------------------------	--	--	--	--

別表第2 観光課の表中13の部を14の部とし、5の部から12の部までを1ずつ繰り下げ、4の部の次に次のように加える。

5 広域文化交流に関する事務	1 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。				
----------------	--------------------------	--	--	--	--

別表第2 農政課の表中18の部の次に次のように加える。

19 農林水産部の所管に属する補助事業の適正な執行に関する事務	1 光センサー選果機に係る不正入札問題の再発防止策の策定				
	2 農林水産部の所管に属する補助事業の適正な執行に関する指導監督				

別表第2 農政課の表に備考として次のように加える。

備考 この表19の部の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあるのは、「事業管理統括監」とする。

別表第2 農産園芸課の表8の部事務の種類欄中「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行」を「主要食糧の需給」に改め、同部1の項を次のように改める。

1 市町村別の米穀の生産の目標数量の決定				
----------------------	--	--	--	--

別表第2 農産園芸課の表8の部2の項から5の項までを削る。

別表第2 畜産課の表8の部3の項(1)事項の欄中「学校給食用牛乳供給事業実施要領(平成12年3月24日付け農林水産省畜産局長通知)」を「学校給食用牛乳供給対策要領(平成15年9月30日付け農林水産省生産局長通知)」に、「第5」を「第2」に改め、同項(2)同欄、同項(3)同欄、同項(4)同欄、同項(5)同欄及び同項(6)同欄中「第5」を「第2」に改め、同項(7)同欄中「第6」を「第3」に改め、同部5の項同欄中「要領」を「学校給食用牛乳供給事業実施要綱(平成15年10月1日15農畜機第48号)」に改め、同表17の部1の項同欄中「第18条」を「第50条第1項、第3項、第4項」に改め、同部2の項同欄中「第20条」を「第55条第1項から第3項まで」に、「第9条」を「第11条第3項、第5項、第6項」に改め、同部3の項同欄中「第21条、政令第9条」を「第56条第1項から第3項まで、第7項、政令第11条第3項から第6項まで」に改め、同表21の部1の項中(7)の次に次のように加える。

(8) 家畜の飼養に係る衛生管理の方法の改善の勧告及び命令(第12条の4)				
---------------------------------------	--	--	--	--

別表第2 林業政策課の表7の部事務の種類欄中「緑資源公団法」を「独立行政法人緑資源機構法」に改め、同部1の項事項の欄中「実施計画」を「林道事業実施計画」に、「第19条」を「第13条第3項」に改め、同部2の項同欄中「実施計画及び管理規程」を「林道事業実施計画」に、「第23条」を「第13条第3項、第19条第4項」に改める。

別表第2 土木管理課の表1の部2の項を次のように改める。

2 経営事項審査に関すること。				
(1) 経営規模等評価(第27条の26第1項、第2項、第4項、第27条の27、第27条の28、建設業法施行規則(以下この項において「省令」という。)第19条の6、第20条第2項、第3項、第5項、第21条)				
(2) 総合評定値の通知(第27条の29、省令第21条の2第1項、第3項)				
(3) 経営状況分析(第27条の35第1項、第5項)				

別表第2 土木管理課の表1の部3の項(2)事項の欄中「及び指定職員の指定(建設業法施行令第11条、第12条)」を削り、同項中(2)の次に次のように加える。

(3) 指定職員の指定(建設業法施行令第12条)				
--------------------------	--	--	--	--

別表第3 1の部3の項(1)ア事項の欄中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項(1)イ同欄中「500万円以上1,000万円」を「1,000万円以上3,000万円」に改め、同項(1)ウ同欄中「500万円」を「1,000万円」に改め、同項(2)ア同欄中「3,000万円」を「1億円」に改め、同項(2)イ同欄中「1,000万円以上3,000万円」を「3,000万円以上1億円」に改め、同項(2)ウ同欄中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項(3)ア同欄中「1億円」を「5億円」に改め、同項(3)イ同欄中「5,000万円以上1億円」を「1億円以上5億円」に改め、同項(3)ウ同欄中「5,000万円」を「1億円」に改め、同項(4)ア同欄中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項(4)イ同欄中「500万円以上1,000万円」を「1,000万円以上3,000万円」に改め、同

項(4)ウ同欄中「500万円」を「1,000万円」に改め、同部4の項(1)を次のように改める。

(1) 災害補償費、報償費、交際費、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金並びに繰出金			
ア 1件の支出決議書の金額が3,000万円以上			
イ 1件の支出決議書の金額が1,000万円以上3,000万円未満			
ウ 1件の支出決議書の金額が1,000万円未満			

別表第3 1の部4の項(2)事項の欄中「災害補償費、」及び「(3)に掲げるものを除く。）」を削り、「補償、補填及び賠償金並びに償還金、利子及び割引料」を「並びに補償、補填及び賠償金」に改め、同項(2)ア同欄中「1,000万円」を「1億円」に改め、同項(2)イ同欄中「500万円以上1,000万円」を「3,000万円以上1億円」に改め、同項(2)ウ同欄中「500万円」を「3,000万円」に改め、同項(3)を削り、同項(4)ア同欄中「1億円」を「5億円」に改め、同項(4)イ同欄中「5,000万円以上1億円」を「1億円以上5億円」に改め、同項(4)ウ同欄中「5,000万円」を「1億円」に改め、同項中(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第2私学文書課の表3の部の改正規定は、平成16年8月1日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「もの（ ）の下に「愛媛県立医療技術大学及び」を加え、同項第13号中「及び」の下に「行政書士法人並びに」を加え、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「こと」の下に「（他の主管に属するものを除く。）」を加え、同条第2項第2号とし、同項中第4号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項ただし書中「、大洲福祉課、宇和福祉課」を削る。

第4条第1項第11号を次のように改める。

(11) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関すること。

第4条第2項第7号を次のように改める。

(7) 削除

第4条第3項ただし書中「伊予三島土地改良課」を「四国中央土地改良課」に、「宇和土地改良課」を「西予土地改良課」に改め、同条第4項ただし書中「伊予三島林業課」を「四国中央林業課」に、「宇和林業課」を「西予林業課」に改め、同条第7項中「東宇和郡」を「西予市（三瓶町を除く。）」に改める。

第5条第3項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 鉄道高架事業に関すること（松山地方局に限る。）。)

第5条第4項第6号中「、優良住宅及び良質住宅の設定」

を「及び優良住宅の認定」に改める。

第8条第1項の表用地管理課の項第9号の2中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に改める。

第13条第2項中第71号の5を第71号の8とし、第71号の4を第71号の7とし、第71号の3の次に次の3号を加える。

(71)の4 児童福祉法第21条の17第1項の規定に基づく指定の申請の受理に関すること。

(71)の5 児童福祉法第21条の20の規定に基づく指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

(71)の6 児童福祉法第21条の21第1項の規定に基づく報告の命令等に関すること。

第13条第2項第78号の次に次の3号を加える。

(78)の2 身体障害者福祉法第17条の17第1項の規定に基づく指定の申請の受理に関すること。

(78)の3 身体障害者福祉法第17条の20の規定に基づく指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

(78)の4 身体障害者福祉法第17条の21第1項の規定に基づく報告の命令等に関すること。

第13条第2項第81号の2の次に次の3号を加える。

(81)の3 知的障害者福祉法第15条の17第1項の規定に基づく指定の申請の受理に関すること。

(81)の4 知的障害者福祉法第15条の20の規定に基づく指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

(81)の5 知的障害者福祉法第15条の21第1項の規定に基づく報告の命令等に関すること。

第13条第3項第14号中「採血及び供血あつせん業取締法第12条第2項」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条第2項」に改め、同項第17号中「第19条第2項」を「第30条第1項」に改め、同項第19号の5を削り、同項第24号中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、同条

第4項第2号を次のように改める。

(2) 商工会議所法第58条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

第13条第4項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 商工会法第50条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

第13条第4項第5号を次のように改める。

(5) 削除

第13条第4項第16号中「第18条第1項」を「第50条第2項」に改め、同条第5項第1号ア中「(登録)」を削り、同号イ中「許可(登録)の経営事項審査申請書」を「経営規模等評価申請書等の」に改め、同項第73号の2中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八」に改め、同項第74号中「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二」に改め、同項第74号の2を削る。

第14条第2項第1号の2中「行政書士事務所」を「行政書士及び行政書士法人の事務所」に改め、同条第5項第1号の4を削る。

第16条第1項第2号の6中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に改め、同項第14号中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(14)の2 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第13号及び第14条第2項第1号の2の改正規定は、平成16年8月1日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表局長の権限に属する事務の部部長の項代決者の欄中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に、「宇和土木事務所」を「西予土木事務所」に改める。

別表第1 8の部3の項(2)事項の欄、同項(3)同欄、同部4の項(2)同欄及び同項(3)同欄中「1件2,000万円」を「1件3,000万円」に改め、同表9の部5の項同欄中「第12条第4項」を「第14条第4項」に、「第14条第1項」を「第25条第1項」に改める。

別表第2 総務調整課の表7の部事務の種類欄中「及び」の下に「行政書士法人並びに」を加え、同部2の項事項の欄中「行政書士事務所」を「行政書士及び行政書士法人の事務所」に、「第13条」を「第13条の22第1項」に改め、同部3の項同欄中「行政書士」の下に「及び行政書士法人」を加える。

別表第2 県民生活課の表1の部事務の種類欄中「広域文化交流及び」を削り、同部中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、同表3の部4の項事項の欄中「及び国民生活モニター」を削り、同表6の部1の項同欄中「禁止」の下に「若しくは再発防止のための必要事項」を、「公示」の下に「その他必要事項」を加える。

別表第2 地域福祉課の表3の部中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 指定居宅支援事業者に関すること。			
(1) 指定の申請の受理（第17条の17第1項）			
(2) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第17条の20）			
(3) 報告の命令等（第17条の21第1項）			

別表第2 地域福祉課の表5の部中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 指定居宅支援事業者に関すること。			
(1) 指定の申請の受理（第15条の17第1項）			
(2) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第15条の20）			

(3) 報告の命令等(第15条の21第1項)			
------------------------	--	--	--

別表第2地域福祉課の表6の部中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 指定居宅支援事業者に関すること。			
(1) 指定の申請の受理(第21条の17第1項)			
(2) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理(第21条の20)			
(3) 報告の命令等(第21条の21第1項)			

別表第2保健企画課の表17の部事務の種類欄中「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に改め、同部1の項事項の欄中「第12条」を「第23条第2項」に改める。

別表第2健康増進課の表8の部1の項事項の欄中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

別表第2生活衛生課の表7の部1の項事項の欄中「第19条」を「第30条第1項」に改め、同表14の部2の項を削る。

別表第2商工労政課の表1の部8の項を次のように改める。

8 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関すること。			
---------------------------------	--	--	--

別表第2商工労政課の表2の部中3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、1の項を3の項とし、同部中同項の前に次のように加える。

1 商工会議所に対する報告の徴収及び立入検査(商工会議所法第58条第1項、第84条、商工会議所法施行令第7条第1項第6号)			
2 商工会に対する報告の徴収及び立入検査(商工会法第50条第1項、第60条、商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第6号)			

別表第2農政課の表6の部1の項事項の欄中「地域農業生産総合対策事業及び水田利用再編対策事業」を「生産振興総合対策事業」に改め、同表中7の部を削り、8の部を7の部とし、9の部から15の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2管理課の表1の部4の項事項の欄中「(登録)」を削り、同部5の項同欄中「許可(登録)の経営事項審査申請書」を「経営規模等評価申請書等の」に改める。

別表第2建築指導課の表13の部1の項事項の欄中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八」に改め、同部2の項同欄中「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二」に改め、同部3の項を削る。

別表第2備考2中「大洲福祉課又は宇和福祉課」、「それぞれ」及び「大洲福祉課」又は「宇和福祉課」を削り、同表備考4中「伊予三島土地改良課」を「四国中央土地改良課」に、「宇和土地改良課」を「西予土地改良課」に改め、同表備考5中「伊予三島林業課」を「四国中央林業課」に、「宇和林業課」を「西予林業課」に改める。

別表第3備考1中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に、「宇和土木事務所」を「西予土木事務所」に改める。

別表第4用地管理課の表1の部2の項(1)事項の欄、同項(2)同欄、同部3の項(1)同欄及び同項(2)同欄中「1件1,500万円」を「1件2,000万円」に改め、同表3の部事務の種類欄中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に改め、同表4の部4の項事項の欄中「(登録)」を削り、同部5の項同欄中「許可(登録)の経営事項審査申請書」を「経営規模等評価申請書等の」に改め、同表35の部1の項同欄中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八」に改め、同部中同項の次に次のように加える。

2 住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二、第63条第3項第6号)			
--------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

別表第4備考1中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に、「宇和土木事務所」を「西予土木事務所」に改める。

別表第5管理課の表1の部2の項(1)事項の欄、同項(2)同欄、同部3の項(1)同欄及び同項(2)同欄中「1件1,500万円」を「1

件 2,000万円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 総務調整課の表7の部の改正規定は、平成16年8月1日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表保健企画課の項第20号及び同条第2項の表保健課の項第19号中「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に改める。

第3条中第14項を第15項とし、第6項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 技幹は、上司の特命を受け、重要な事務を処理する。

(保健所長に対する事務委任規程の一部改正)

第2条 保健所長に対する事務委任規程(昭和30年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第68号の26」を「第68号の30」に、「第68号の16から第68号の25」を「第68号の2から第68号の4まで及び第68号の9に掲げる知事の権限については中央保健所長、第68号の20から第68号の29」に改める。

本則第19号の18中「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に、「第12条」を「第23条第1項」に改め、本則第38号中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改め、本則第39号中「第17条」を「第28条」に改め、本則第39号の2中「第21条から第24条」を「第52条から第56条」に、「第22条」を「第54条」に改め、本則第40号中「第21条」を「第71条」に改め、本則中第68号の26を第68号の30とし、第68号の7から第68号の25までを4号ずつ繰り下げ、本則第68号の6中「特別管理産業廃棄物管理票交付者」を「管理票交付者」に改め、同号を本則第68号の10とし、本則第68号の5を本則第68号の8とし、同号の次に次の1号を加える。

68の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3の規定による産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関する県警察本部長の意見を聴取すること。

本則中第68号の4を第68号の7とし、第68号の3を第68号の6とし、第68号の2を第68号の5とし、第68号の次に次の3号を加える。

68の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第2項並びに第14条の4第1項及び第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集

運搬業の許可及び更新の許可をすること。

68の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項及び第14条の5第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可をすること。

68の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出を受理すること。

本則第88号中「四類感染症患者等」を「五類感染症患者等」に改め、本則第89号中「第15条第1項」の下に「又は第15条の2第1項」を加え、本則第95号の6中「指示する」を「指示し、若しくは当該職員に消毒させる」に改め、本則第95号の7中「指示する」を「指示し、若しくは当該職員に駆除させる」に改める。

(愛媛県報発行規程の一部改正)

第3条 愛媛県報発行規程(昭和31年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に、「総務福祉部大洲福祉課及び宇和福祉課」を「大洲土木事務所及び西予土木事務所」に改め、同項第3号中「および県下市町村」を「及び県内市町村」に改め、同項第5号中「および」を「及び」に改め、「(管下駐在所等を含む。)」を削る。

(愛媛整肢療護園処務規程の一部改正)

第4条 愛媛整肢療護園処務規程(昭和31年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

第2条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 副園長は、園長を補佐する。

第5条第1項中「事務長」を「副園長」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 園長及び副園長が共に不在のときは、事務長が代決する。ただし、直接医療技術に関する事項については、主務の長が代決する。

(愛媛県立高等技術専門学校処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県立高等技術専門学校処務規程(昭和33年愛媛県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

(愛媛県公印規程の一部改正)

第6条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「の局長印」の下に「(事業管理統括監印を含む。以下同じ。)」を、「部長印()」の下に「医療技術大学事務局長印、医療技術大学学部長印及び「医療技術大

学地域交流センター長印

学図書館長印 に改める。

期大学図書館長印 」

別表1第二寸法の表職印の項中「 | 地方機関の部長印

「 | 地方機関の部長印
| 20 | 」を
医療技術大学地域交流セン
医療技術大学図書館長印

ター長印 20
20 に改める。
20 」

別表2知事印の部西条地方局伊予三島土木事務所の項管守場所の欄中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に改め、同部八幡浜地方局宇和土木事務所の項同欄中「宇和土木事務所」を「西予土木事務所」に改め、同表知事職務代理者印の部西条地方局伊予三島土木事務所の項同欄中「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に改め、同部八幡浜地方局宇和土木事務所の項同欄中「宇和土木事務所」を「西予土木事務所」に改める。

(愛媛県工業技術センター処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県工業技術センター処務規程(昭和36年愛媛県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中第11項を第12項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 専門研究員は、上司の命を受け、多岐にわたる分野における技術的専門的な試験、研究及び調査の業務を掌理する。

(愛媛県繊維産業試験場処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県繊維産業試験場処務規程(昭和37年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

(愛媛県窯業試験場処務規程の一部改正)

第9条 愛媛県窯業試験場処務規程(昭和39年愛媛県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

(愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県大阪事務所処務規程(昭和39年愛媛県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「中部各府県外出張」の下に「(愛媛県内への出張を除く。)」を加える。

(愛媛県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第11条 愛媛県地方労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(課及び係)

第1条 愛媛県地方労働委員会事務局(以下「事務局」という。)に審査調整課を置き、審査調整課に総務係を置く。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(事務分掌)

第2条 審査調整課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 職員の身分、進退、給与及び賞罰に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 文書の収発、編さん及び保存に関すること。
- (4) 委員、あつせん員及びあつせん員候補者に関すること。
- (5) 労働委員会の総会に関すること。
- (6) 知事及び中央労働委員会会長に対する諸報告に関すること。
- (7) 予算、経理及び決算に関すること。
- (8) 物品の出納保管に関すること。
- (9) 局中の取締りに関すること。
- (10) 労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (11) 労働組合の資格審査に関すること。
- (12) 不当労働行為に関すること。
- (13) 公益委員会議に関すること。
- (14) 争議行為の発生届及び公益事業の争議予告通知に関すること。
- (15) 労働組合法(昭和24年法律第174号)第18条第1項の規定による労働協約の拡張適用に関すること。
- (16) 労働組合法第22条第1項に定める要求、臨検又は検査に関すること。
- (17) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること。
- (18) 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第42条の規定による請求に関すること。
- (19) 労働争議の実情調査及び情報の収集に関すること。
- (20) 個別的労使紛争のあつせんに関すること。

2 総務係の分掌する事務は、事務局長が定める。

第7条の2第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 担当係長

第7条の2第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

(愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正)

第12条 愛媛県立えひめ学園処務規程(昭和45年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「受けて」を「受け、」に、「処理する」を「管理する」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。
(愛媛県畜産試験場処務規程の一部改正)

第13条 愛媛県畜産試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表経営室の項第2号中「家畜の育種、繁殖、防疫、衛生、治療及び」を「畜産の」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同表飼養技術室の項に次のように加える。

(5) 家畜の育種、繁殖、防疫、衛生及び治療に関する試験研究及び調査に関すること。

(愛媛県健康増進センター処務規程の一部改正)

第14条 愛媛県健康増進センター処務規程(昭和50年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中第11項を第12項とし、第3項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 参事は、所長の命を受け、特に重要な事務を処理する。

(愛媛県地域農業改良普及センター処務規程の一部改正)

第15条 愛媛県地域農業改良普及センター処務規程(昭和53年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理するとともに、普及活動に従事する。

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第16条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

別表中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 経済労働部長

(愛媛県魚病指導センター処務規程の一部改正)

第17条 愛媛県魚病指導センター処務規程(昭和56年愛媛県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。
(愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正)

第18条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程(昭和59年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表8の項中「労政係長」を「商工労政係長」に改め、同表中17の項及び18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項から22の項までを2ずつ繰り上げる。

(愛媛県立医療技術短期大学処務規程の一部改正)

第19条 愛媛県立医療技術短期大学処務規程(昭和63年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 入学選考料、入学料及び授業料の減免に関すること。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項及び第30条の規定に基づく兼職及び他の事業等の従事の承認に関すること。

第5条に次の1号を加える。

(9) 短期大学における奨学を目的とする寄附金(以下「奨学寄附金」という。)の受入れの決定に関すること。

第6条第7号中「(昭和24年法律第1号)第21条」を「第17条第1項及び第30条」に改め、「基づく」の下に「兼職及び他の事業等の従事」を加える。

別表第1 4の部2の項(1)事項の欄中「第21条」を「第17条第1項及び第30条」に改め、「基づく」の下に「兼職及び他の事業等の従事」を加え、同項(1)イを次のように改める。

イ ア以外の職員に係るもの				
---------------	--	--	--	--

別表第1 4の部2の項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 教育公務員特例法第17条第1項及び第30条の規定に基づく兼職及び他の事業等の従事の承認				
-------------------------------------------------	--	--	--	--

別表第1 5の部1の項事項の欄中「税外収入の」を「税外収入(寄附の受入れの決定を除く。)」の」に改め、同項(1)決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同項(2)事項の欄中「(寄附の受入れの決定を除く。)」を削り、同部3の項(1)決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同項を同部5の項とし、同部2の項同欄中「□□」を「□□」に改め、同項を同部3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 入学選考料、入学料及び授業料の減免に関すること。				
----------------------------	--	--	--	--

別表第1 5の部1の項の次に次のように加える。

2 奨学寄附金の受入れの決定に関すること。				
-----------------------	--	--	--	--

別表第2 総務課の表3の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表中4の部の次に次のように加える。

5 研究に関する事務	1 受託研究、共同研究等に関すること。			
	2 研究に係る諸手続に関すること。			

別表第2 学務課の表1の部1の項事項の欄中「及び学校医」を削り、同部中同項の次に次のように加える。

2 学校医の委嘱に関すること。				
-----------------	--	--	--	--

別表第2学務課の表4の部事務の種類欄中「及び研究」を削り、同部3の項から5の項までを削り、同表5の部4の項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改める。

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第20条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表2 3の項中「県民交流課長」を「県民生活課長」に改める。

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第21条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「及び県民相談員」を削り、同条第4項を削る。

(愛媛県廃棄物対策班規程の一部改正)

第22条 愛媛県廃棄物対策班規程(平成3年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「県民協働局生活課長」を「管理局県民生活課長」に改め、同表中10の項から15の項までを削り、16の項を10の項とし、17の項から24の項までを6ずつ繰り上げる。

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第23条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊予三島庁舎」を「四国中央庁舎」に、「宇和庁舎」を「西予庁舎」に改める。

別表第1伊予三島庁舎地方局県民情報室の項を次のように改める。

四国中央庁舎地方局県民情報室	四国中央市
----------------	-------

別表第1宇和庁舎地方局県民情報室の項を次のように改める。

西予庁舎地方局県民情報室	西予市
--------------	-----

(愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正)

第24条 愛媛県地方局農業総合対策推進班規程(平成6年愛

媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中「伊予三島土地改良課長」を「四国中央土地改良課長」に、「宇和土地改良課長」を「西予土地改良課長」に改め、同表4の項中「伊予三島林業課長」を「四国中央林業課長」に、「宇和林業課長」を「西予林業課長」に改める。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校処務規程の一部改正)

第25条 愛媛県立伊予三島看護専門学校処務規程(平成9年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立看護専門学校処務規程

第1条中「愛媛県立伊予三島看護専門学校」を「愛媛県立看護専門学校」に改める。

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第26条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表2 7の項中「県民交流課長」を「県民生活課長」に改める。

(愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正)

第27条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第23号中「第17条」を「第28条」に改め、同条第24号中「第22条」を「第54条」に改める。

(愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正)

第28条 愛媛県動物愛護センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第21条第1項の規定による動物愛護推進員の委嘱をすること。

(愛媛県立医療技術大学開設準備室規程の廃止)

第29条 愛媛県立医療技術大学開設準備室規程(平成15年愛媛県訓令第13号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

保 健 福 祉 部
医 療 技 術 大 学

愛媛県立医療技術大学処務規程を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立医療技術大学処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛媛県立医療技術大学(以下「大学」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局各課の所掌事務)

第2条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の管理に関する事。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関する事。
- (5) 財産の管理に関する事。

- (6) 教授会に関する事。
 - (7) その他他の主管に属しない事。
- 2 学務課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学生の募集、入学、休学、転学、留学、退学、除籍、復学及び卒業等に関する事。
 - (2) 学籍簿その他学生の諸記録に関する事。
 - (3) 教育課程に関する事。
 - (4) 学生の教科履修に関する事。
 - (5) 学生の諸届及び諸証明に関する事。
 - (6) 学生の奨学金に関する事。
 - (7) 学生の保健衛生及び福利厚生に関する事。
 - (8) 学生の就職に関する事。
 - (9) 学生相談に関する事。
 - (10) その他教務及び学生に関する事。

(地域交流センターの所掌事務)

第3条 地域交流センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健、医療及び福祉に関する人材の育成に関する事。
- (2) 保健、医療及び福祉に関する調査研究に関する事。
- (3) 保健、医療及び福祉に関する職に従事する者に対する指導及び助言に関する事。
- (4) 保健、医療及び福祉に関する情報の発信に関する事。
- (5) その他大学の地域貢献に関する事。

(図書館の所掌事務)

第4条 図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書の受入れ及び管理保管に関する事。
- (2) 図書の閲覧及び貸出しに関する事。
- (3) 図書の調査及び紹介に関する事。
- (4) その他図書に関する事。

(職務)

第5条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 学部長は、学長の職務を助け、学部に関する校務をつかさどる。
- 3 学科長は、学科に関する事務を掌理する。
- 4 地域交流センター長は、地域交流センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 図書館長は、図書館の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 学生部長は、学生の一般生活及び学習上の指導援助に関する事務を掌理する。
- 7 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助教授は、教授の職務を助ける。
- 9 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。
- 11 センター員は、上司の命を受け、地域交流センターの事務を処理する。
- 12 事務局長は、学長の命を受け、大学の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 13 参事は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。
- 14 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 15 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
- 16 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。
- 17 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。
- 18 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。
- 19 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 20 主査は、上司の命を受け、事務を処理するとともに、係長を補佐する。
- 21 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、局務(図書館の職員にあっては、館務)に従事する。

(事務の委任)

第6条 学長に委任する事務は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 非常勤講師の委嘱に関する事。
- (2) 学校医の委嘱に関する事。

- (3) 運営諮問会議の委員の委嘱に関する事(学外有識者に限る。)
- (4) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項及び第30条の規定に基づく兼職及びその他の事業等の従事の承認に関する事。
- (5) 日々雇用職員の雇用承認に関する事。
- (6) 入学料及び授業料の徴収に関する事。
- (7) 入学料及び授業料の分納及び徴収猶予に関する事。
- (8) 入学選考料、入学料及び授業料の減免に関する事。
- (9) 施設の維持管理のための委託契約に関する事。ただし、1件の設計金額が500万円以上の委託契約に係る業者の選定を除く。
- (10) 大学における奨学を目的とする寄附金(以下「奨学寄附金」という。)の受入れに関する事。

(学長の専決事項)

第7条 学長の専決すべき事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 文書の管理に関する事。
- (2) 学長名又は大学名をもってする文書の收受及び施行に関する事。
- (3) 公文書の公開に関する事(公文書の公開の請求に対する決定に係る不服申立てに関するものを除く。)
- (4) 個人情報取扱事務の登録に関する事。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関する事(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)
- (6) 職員の事務の分担に関する事。
- (7) 職員の出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務(教育公務員特例法第17条第1項及び第30条の規定に基づく兼職及びその他の事業等の従事の承認並びに学長の海外出張及び職務専念義務の免除による海外研修を除く。)に関する事。
- (8) 1,000万円未満の税外収入(寄附の受入れの決定を除く。)の徴収(入学料及び授業料の徴収を除く。)に関する事。
- (9) 1件500万円未満の支出を伴う事件(施設の維持のための委託契約に関するものを除く。)の決定に関する事。
- (10) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関する事。

(決裁)

第8条 学長の権限に属する事務の決裁については、別表第1及び別表第2の決裁区分の欄に印をもって示すところにより行うものとする。ただし、重要又は異例と認められるものについては、特に上司の決裁又は指揮を受けなければならない。

(代決)

第9条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

決 裁 者	代 決 者	
	第1次代決者	第2次代決者
学 長	事務局長	学 部 長
事 務 局 長	総務課長	学務課長
学 部 長	総務課長	学務課長
地域交流センター長	総務課長	学務課長
図 書 館 長	総務課長	学務課長

(細則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、大学の処務に関し必要な事項は、学長が知事の承認を得て定める。

(他の規程の準用)

第11条 この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、大学の処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

学長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
		学長	専 決 者	
			事務局長	学部長
1 公文書に関	1 学内諸規程の制定及び改廃に関する事			

<p>する事務</p>	。				
	2 特に重要な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。				
	3 重要な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。				
	4 軽易な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。				
	5 ファイル管理表及びファイル管理総括表の作成（愛媛県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）第49条第1項から第3項まで）				
	6 完結文書の引継ぎ（文書管理規程第57条）				
<p>2 公文書の公開に関する事務</p>	1 公文書の公開の請求に対する決定（愛媛県情報公開条例（以下この部において「条例」という。）第10条、第14条第3項）				
	2 公文書の公開の請求等に対する決定に係る期間の延長等（条例第11条第2項、第12条）				
	3 公文書の公開の請求に係る事案の移送（条例第13条第1項）				
	4 公文書の公開の請求等に対する決定に係る第三者の意見の聴取（条例第14条第1項、第2項）				
<p>3 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務</p>	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（第7条第2項、第4項）				
	2 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定（第20条、第23条第2項、第30条、第35条）				
	3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る期間の延長等（第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条）				
	4 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第23条第1項）				
	5 口頭により開示請求ができる個人情報の決定（第25条第1項）				
	6 個人情報の取扱いの是正の申出の処理（第40条第3項）				
<p>4 人事管理に関する事務</p>	1 事務局職員及び図書館職員の事務の分担に関すること。				
	2 職員の身分及び服務に関すること。				
	(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務（教育公務員特例法第17条第1項及び第30条の規定に基づく兼職及びその他の事業等の従事の承認並びに学長の海外出張及び職務専念義務の免除による海外研修を除く。）				
	ア 学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長及び事務局長に係るもの				
	イ 教員及び助手に係るもの				
	ウ ア及びイ以外の職員に係るもの				
	(2) 教育公務員特例法第17条第1項及び第				

	30条の規定に基づく兼職及びその他の事業等の従事の承認				
	(3) 職員の昇任、昇格、昇給及び勤奨手当の内申				
	ア 学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長、教員、助手及び事務局長に係るもの				
	イ ア以外の職員に係るもの				
	3 日々雇用職員の雇用承認				
	4 職員の超過勤務命令に関すること。				
	(1) 教員及び助手に係るもの				
	(2) (1)以外の職員に係るもの				
	5 職員の扶養手当及び児童手当の認定に関すること。				
	6 職員の通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定に関すること。				
	7 職員以外の者に対する旅行依頼に関すること。				
5 収入又は支出を伴う事務	1 税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。				
	(1) 入学料及び授業料に係るもの				
	(2) 1,000万円未満の税外収入に係るもの				
	2 奨学寄附金の受入れの決定に関すること。				
	3 入学料及び授業料の分納及び徴収猶予に関すること。				
	4 入学選考料、入学料及び授業料の減免に関すること。				
	5 次に掲げる事件の決定に関すること。				
	(1) 施設の維持管理のための委託				
	(2) その他1件500万円未満の支出を伴う事件				
6 その他の事務	1 会議及び行事の開催に関すること。				
	(1) 特に重要なもの				
	(2) (1)以外のもの				
	2 施設の利用に関すること。				

別表第2（第8条関係）

学長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			学長	専 決 者		
				事務局長	学部長	課長
総 務 課	1 文書管理及び公印の管理に関する事務	1 文書等の発送（文書管理規程第36条）				
		2 文書の保存期間の特例の協議（文書管理規程第55条）				
		3 完結文書の引継ぎ（文書管理規程第58条第2項）				
		4 保存文書の利用及び庁外持出しの承認（文書管理規程第61条）				
		5 保存文書の閲覧及び写しの交付の協議（文書管理規程第63条第1項）				

	6 保存文書の廃棄（文書管理規程第64条第1項、第65条、第66条第2項）				
	7 公印の使用管理に関すること。				
2 文書事務の統括に関する事務	1 文書事務の調査指導（文書管理規程第5条）				
3 公有財産及び物品に関する事務	1 公有財産の管理に関すること。				
	(1) 行政財産の使用許可				
	(2) 行政財産の使用目的又は原形の変更承認				
	2 公用車の継続検査申請に関すること。				
	3 物品の管理及び処分に関すること。				
4 運営諮問会議に関する事務	1 学外有識者の委員の委嘱に関すること。				
5 収入又は支出を伴う事務	1 次に掲げるものの支出負担行為に関する こと。				
	(1) 決裁を経た施設の維持管理のための委託				
	(2) その他決裁を経た1件500万円未満の支出を伴う事件				
	2 次に掲げるものの支出命令に関する こと。				
	(1) 決裁を経た施設の維持管理のための委託の経費				
	(2) その他決裁を経た1件500万円未満の支出を伴う事件の経費				
	3 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知に関すること。				
6 研究に関する事務	1 受託研究、共同研究等に関すること。				
	2 研究に係る諸手続に関すること。				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			学長	専 決 者		
				事務局長	学部 長	課長
学 務 課	1 非常勤職員に関する事務	1 非常勤講師の委嘱に関すること。				
		2 学校医の委嘱に関すること。				
	2 学生の募集及び選抜に関する事務	1 学生募集に関すること。				
		2 入学試験に関すること。				
		(1) 入学試験の実施に関すること。 (2) 合格者の決定に関すること。				
	3 学生の入学等に関する事務	1 入学、休学、転学、留学、退学及び復学に関すること。				
		2 除籍処分に関すること。				
		3 卒業に関すること。				
	4 教育に関する事務	1 教育課程に関すること。				
		2 授業科目の履修に関すること。				
	5 その他学生に関する事務	1 学籍簿その他諸記録に関すること。				
		2 諸届に関すること。				
		3 学生及び卒業者の諸証明に関すること。				
		4 奨学生の選考及び推薦に関すること。				

	5 健康診断に関すること。				
	6 福利厚生に関すること。				
	7 就職に関すること。				
	8 表彰及び懲戒に関すること。				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			学長	専 決 者		
				事務局長	学部 学長	地域交 流セン ター長
地 域 交 流 セ ン タ ー	1 地域交流センターに関する事務	1 事業の内容に関すること。				
		2 事業の実施に関すること。				
		(1) 重要なもの				
		(2) 軽易なもの				
		3 センター員の事務の分担に関すること。				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			学長	専 決 者		
				事務局長	学部 学長	図書 館長
図 書 館	1 図書に関する事務	1 図書館の利用に関すること。				
		2 図書の選定に関すること。				
		3 図書の調査及び紹介に関すること。				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

農 林 水 産 部

愛媛県補助事業適正化対策班規程を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県補助事業適正化対策班規程

(設置)

第1条 農林水産部の所管に属する補助事業(以下「補助事業」という。)の適正な執行を確保するため、農林水産部に愛媛県補助事業適正化対策班(以下「対策班」という。)を設置する。

(任務)

第2条 対策班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 補助事業の執行の在り方に関する検討に関すること。
- (2) 補助事業の適正な執行に関する指導監督に関すること。
- 。
- (3) その他補助事業の適正な執行に関し必要な事項

(組織)

第3条 対策班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職制)

第4条 対策班に班長を置き、農林水産部事業管理統括監の

職にある者をもって充てる。

2 対策班に副班長を置き、農林水産部事業管理監の職にある者をもって充てる。

(職務)

第5条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、対策班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(補助組織)

第6条 対策班の任務を効率的に処理するため、対策班に補助組織を置く。

2 補助組織は、主幹、担当係長その他の職員をもって組織する。

3 前項の職員は、農林水産部管理局農政課(以下「農政課」という。)の職員のうちから、農林水産部長が指名する

。

(庶務)

第7条 対策班の庶務は、農政課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、対策班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1	農林水産部事業管理統括監
2	農林水産部事業管理監
3	農林水産部管理局農政課長
4	農林水産部管理局農政課中山間対策室長
5	農林水産部管理局農業経済課長
6	農林水産部農業振興局農業経営課長
7	農林水産部農業振興局農産園芸課長
8	農林水産部農業振興局畜産課長

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県監査委員 小川 一 雄
 同 吉 久 宏
 同 柳 澤 正 三
 同 西 原 進 平

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（課及び係）

第2条 事務局に、次の課及び係を置く。

監 査 課	管理係、第一係、第二係
-------	-------------

第5条中「各課」を「監査課各係」に改め、同条第1項の表監査第一課の項中「監査第一課」を「管理係」に改め、同項第14号中「及び包括外部監査に係る予算の執行」を削り、同項第15号中「外部監査」の下に「結果」を加え、「実施」を「公表」に改め、同項第16号中「他課」を「他の係」に改め、同表監査第二課の項中「監査第二課」を「第一係」に改め、同項第7号中「計画及び」を削り、同項第8号から第11号までを削り、同項の次に次のように加える。

第二係

- 定期監査の実施に関すること。
- 補助金等の監査の実施に関すること。
- 決算審査（基金審査を含む。）の計画及び実施に関すること。
- 現金出納検査の実施に関すること。
- 指定金融機関に対する監査の実施に関すること。
- 検査結果の報告に関すること。
- 賠償責任の決定に係る監査及びその免除に係る審査の実施に関すること。

第5条第2項を削る。

第6条第1項の次に次の1項を加える。

- 前項の規定に基づく職員の指定による処理が困難な事務については、事務局長は、当該臨時又は特別の事務を共同処理する複数の係を指定して、処理させることができる。
- 第9条第2項中「主務課長」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表教育総務課の項係の欄中「調整管理係 政策・予算係」を「総務係 予算係 企画調整係」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「及び分室」を削り、同項を同条第5項とする。

第3条の表教育総務課の項第3号中「委員会の重要事案の調整及び」を「教育行政の総合企画及び総合調整並びに」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

教育事務所及び分室の名称、位置及び所管区域（昭和32年2月愛媛県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

前文中「第2条第6項」を「第2条第5項」に改め、「及び分室」を削る。

教育事務所及び分室の名称、位置、所管区域の表中「及び分室」を削り、「、所管区域」を「及び所管区域」に、

教育事務所	分室		
	名称	位置	所管区域
上浮穴郡、温泉郡、伊予郡、伊予市、松山市、北条市	久万分室	久万町	上浮穴郡
越智郡、今治市			
宇摩郡、周桑郡、川之江市、伊予三島市、西条市、新居浜市、東予市			
東宇和郡、西宇和郡、喜多郡、大洲市、八幡浜市			
南宇和郡、北宇和郡、宇和島市	御荘分室	御荘町	南宇和郡

を

教育事務所	所管区域
	温泉郡、上浮穴郡、伊予郡、松山市、伊予市、北条市
	越智郡、今治市
	周桑郡、新居浜市、西条市、東予市、四国中央市
	喜多郡、西宇和郡、八幡浜市、大洲市、西予市
	北宇和郡、南宇和郡、宇和島市

に改める。

○愛媛県教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第8項の規定による教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定（平成14年1月愛媛県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

「調整管理係」を「総務係」に改める。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 166

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 5）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職群級別職務区分表7級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「専門員（7級）」を「専門員（7級）」を

中央病院経営企画室長補佐」に改め、同表8級の項同欄中「中央病院事務局長」の下に「、今治病院事務局長及び新居浜病院事務局長」を加え、同表10級の項同欄中「次長」を

今治病院事務局長」を加え、同表10級の項同欄中「次長」を

新居浜病院事務局長」に改める。

局長」に改める。

務局長」

別表第4医療職群(一)級別職務区分表4級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「愛媛整肢療護園長」を「愛媛整肢療護園長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6 - 167

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 159）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人えひめ産業振興財団」を「財団法人えひめ産業振興財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 993

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表勤務箇所名の欄及び同条第3項の表勤務箇所名の欄中「衛生環境研究所」を「衛生環境研究所 医療技術大学」に改める。

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

別表第5 1級の項標準的な職務の欄中「衛生検査技師」の下に「、臨床工学技士」を、「作業療法士」の下に「、言語聴覚士」を加え、同表2級の項同欄中「衛生検査技師」の下に「、臨床工学技士」を加え、「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

別表第9 5級の項標準的な職務の欄中「学長」の下に「、学部長」を加える。

別表第10 1行政職給料表級別職務区分表5級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「地方局建設部用地課用地補償審査専門員（5級）」を削

り、同表6級の部知事の事務部局の項同欄中「地方局建設部用地課用地補償審査専門員(6級)」を削り、同表7級の部知事の事務部局の項同欄中「土木部管理局用地課用地補償審査専門員」を「用地補償審査専門員」に、「生活センター所長」を「生活センター所長 中央児童相談所次長」に改め、「地方局建設部用地課用地補償審査専門員(7級)」を削り、同表8級の部知事の事務部局の項同欄中「原子力安全対策推進循環型社会推進監(危機管理監(8級) 原子力安全対策推進監(8級) 循環型社会推進監(8級) 事業管理監(8級) 」に、「松山地方局総務福祉部課 地方局保健部保健企画課長」を 地方局保健部保健企画課 西条地方局保健部環境保 税課長 に、「八幡浜地方局保健部環境保全課長」を「八 全課長」 幡浜地方局保健部環境保全課長 に、「八幡浜地方局大洲 方局産業経済部商工労政課長 」 「地方局土木事務所事業管理 土木事務所事業管理課長」を 地方局土木事務所用地管理 課長 (西条地方局丹原土木事務所用地管理課長及び松山地 方局伊予土木事務所用地管理課長を除く。)に改め、「 中央児童相談所次長」を削り、「保育専門学校長」を「保 育専門学校長 に改め、「大阪事務所長」を削り、 療技術大学総務課長」 「原子力安全対策 同表9級の部知事の事務部局の項同欄中 循環型社会推進 推進監(9級) 危機管理監(9級) 原子力安全対策推進監(9級) 循環型社会推進監(9級) 事業管理監(9級) 」に 改め、同表10級の部知事の事務部局の項同欄中「技術監」 「技術監 地方局の 事業管理統括監」に、「地方局の部長」を 大阪事務 部長 に改め、同表11級の部知事の事務部局の項同欄中「 研修所長」を「研修所長 医療技術大学事務局長」に改める。

別表第10 3 研究職給料表級別職務区分表4級の部知 事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中 「中予水産試験場付」を削る。

別表第10 4 医療職給料表(一)級別職務区分表3級の部 知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄 中「愛媛整肢療護園長」を「愛媛整肢療護園長 に改 愛媛整肢療護園副園長」

別表第10 6 医療職給料表(三)級別職務区分表4級の部

知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄 中「伊予三島看護専門学校教務主任」を「看護専門学校教 務主任」に改め、同表7級の部知事の事務部局の項同欄中 「技幹 「伊予三島看護専門学校長」を 看護専門学校長 健康増進センター健康推 進課長」に改める。

別表第10 9 大学教育職員給料表級別職務区分表5級 の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「学科長」を 「学部長 学科長 に改める。 地域交流センター長」

別表第19職種の欄中「学長」を「学長 学部長」に改める。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会 規則7-44)の一部を次のように改正する。

第5条中「伊予三島看護専門学校」を「看護専門学校」 に改める。

第6条中「大学教育職員給料表は、」の下に「医療技術 大学及び」を、「学長」の下に「学部長」を加える。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 -68)の一部を次のように改正する。

「研 別表知事の事務部局の項公職の欄中「研修所長」を 医 療技術大学事務局長 に、「技術監」を「技術監 事業監理統括監 療技術大学事務局長」 「医療技術大学学 監」に、「医療技術短期大学事務局長 医療技術短期大 衛生環境研究所長」を 衛生環境研究所 大阪事務所長 部長 「危機管理 学事務局長 に、「原子力安全対策推進監 原子力安 長 循環型社会推進監」を 循環型社 事業管理 監 全対策推進監 「伊予三島看護専門学校長 を「看護 会推進監 大阪事務所長」 監」

「地方 専門学校長」に、「地方局保健部生活衛生課長」を 地方 局保健部生活衛生課長 に、「松山地方局総務福祉部 局産業経済部商工労政課長」 「松山地方局総務福祉部税務管理課長 税務管理課長」を 松山地方局総務福祉部課税課長 西条地方局保健部環境保全課長」 「地 方に、「八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課長」を 地

方局土木事務所事業管理課長
 方局土木事務所用地管理課長（西条地方局丹原土木事務所
 用地管理課長及び松山地方局伊予土木事務所用地管理課長
 「愛媛整肢療 えひめ学園
 「中央児童相談所次長 えひめ学園長
 を除く。）に、 を 医療技術大
 医療技術大
 医療技術大
 護園副園長
 長
 学総務課長 に、「動物愛護センター所長」を
 学学科長
 学地域交流センター長」
 「動物愛護センター所長 に、「土木部管理局用
 健康増進センター健康推進課長」
 地課用地補償審査専門員」を「用地補償審査専門員」に、
 「生活センター所長 に、「愛
 中央児童相談所次長」
 「愛媛整肢療護園事務長
 媛整肢療護園事務長」を 医療技術大学学生部長 に改め
 医療技術大学図書館長」
 る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において医療技術短期大学の助教授の職を命ぜられている者のうち、この規則の施行の日に医療技術大学の講師の職を命ぜられた者に対する職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第10 9 大学教育職員給料表級別職務区分表4級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄の適用については、同項同欄中「助教授」とあるのは、「助教授 講師（相当高度の知識経験を有する者に限る。））」とする。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

愛媛県人事委員会
 委員長 稲 瀬 道 和

表12の項事業又は事務所の欄中「保育専門学校」を「保育
 医療
 専門学校
 に、「伊予三島看護専門学校」を「看護専門学校
 技術大学」
 」に改める。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次

のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

（愛媛県公営企業組織規程の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表県立病院課の項係の名称の欄中「指導係」の下に「施設整備係」を加える。

第9条第2項中「周産期センター」を「総合周産期母子医療センター」に改め、同条第5項中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改める。

第14条第1項中第29号を第30号とし、第13号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 経営企画室長補佐

第14条第2項中「課長」の下に「経営企画室長補佐」を加え、同条第4項中「及び課長」を「課長及び経営企画室長補佐」に改める。

別表第1愛媛県銅山川発電所の項位置の欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県立伊予三島病院の項を次のように改める。

愛媛県立三島病院	四国中央市	三島病院の管理及び運営に関すること。
----------	-------	--------------------

別表第3愛媛県立伊予三島病院愛媛県立南宇和病院愛媛県立北宇和病院の項病院の欄中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改める。

（愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項7級の欄中「課長補佐」を「課長補佐
 経営企画室長補佐」

に改め、同項8級の欄中「中央病院事務局長」の下に「今治病院事務局長及び新居浜病院事務局長」を加え、同項10級の欄中「次長」を「今治
 新居

病院事務局長 に改める。
 浜病院事務局長」

「今
 新
 別表第2公職の欄中「中央病院副院長」を「中
 中央病院のセンター長」 医

治病院事務局長
 居浜病院事務局長
 中央病院副院長 に改め、「新居浜病院事務局長
 中央病院のセンター長 今治病院事務局長」
 局長」

を削り、「伊予三島病院事務局長」を「三島病院事務局長

」に、「病院の課長」を「病院の課長 経営企画室長補佐」に改める。

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

様式第85号中「伊予三島病院」を「三島病院」に改める。

(愛媛県立病院料金規程の一部改正)

第4条 愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第4室料差額の一部愛媛県立伊予三島病院の項病院名の欄中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改める。

(愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第5条 愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県立伊予三島病院の項を次のように改める。

愛媛県立三島病院	四国中央市	愛媛県立三島病院長
----------	-------	-----------

別表第2中「県立伊予三島病院」を「県立三島病院」に改める。

附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- この管理規程施行の際、愛媛県立伊予三島病院に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、愛媛県立三島病院に勤務を命ぜられたものとする。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表周産期センターの項中「周産期センター」を「総合周産期母子医療センター」に改め、同条第5項中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改める。

第9条中第20項を第21項とし、第15項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

15 経営企画室長補佐は、経営企画室長を補佐する。

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務課の表13の部1の項(1)事項の欄中「5億円以上」を「1億円以上」に改め、同項(1)決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同項中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同項(6)事項の欄中「(8)及び(9)」を「(7)及び(8)」に改め、同項(6)を同項(5)とし、同項(7)同欄中「(8)及び(9)」を「(7)及び(8)」に改め、同項(7)を同項(6)とし、同項中(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同部2の項を次のように改める。

2 決裁を経た事件の経費の支出命令			
-------------------	--	--	--

別表第2県立病院課の表1の部1の項事項の欄中「及び運営指導」を「運営指導及び施設整備」に改める。

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表院長の権限に属する事務の部事務局長の項代決者の欄中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改め、同部経営企画室長の項同欄中「経営企画室長が指定した職員」を「経営企画室長補佐」に改める。

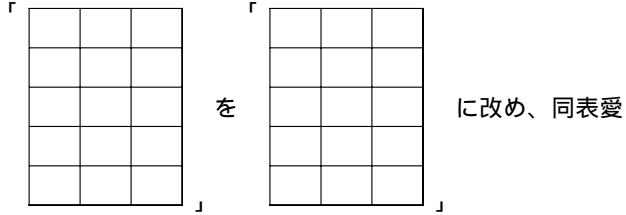
別表第1愛媛県立中央病院における決裁区分の欄中「愛媛県立中央病院」の下に「愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院」を加え、同表愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄を削り、同表愛媛県立伊予三島病院、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立北宇和病院における決裁区分の欄中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改め、同表備考中「愛媛県立中央病院」の下に「愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院」を、「又は課長」とあるのは、」の下に「愛媛県立中央病院の」を加え、「にあっては、「部長」とし、同表愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「課長」とあるのは、」を「愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院の」に、「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改める。

別表第3経営企画室の表愛媛県立中央病院における決裁区分の欄中「愛媛県立中央病院」の下に「愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院」を加え、同表愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄を削り、同表愛媛県立伊予三島病院、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立北宇和病院における決裁区分の欄中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改め、同表備考中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改め、「事務局」の下に「とし、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「室長」とあるのは、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院においては「課長」」を加える。

別表第3総務課の表愛媛県立中央病院における決裁区分の欄中「愛媛県立中央病院」の下に「愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院」を加え、同表愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄を削り、同表愛媛県立伊予三島病院、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立北宇和病院における決裁区分の欄中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改め、同表備考中「愛媛

県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改める。

別表第3 医事課の表愛媛県立中央病院における決裁区分の欄中「愛媛県立中央病院」の下に「、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院」を加え、



媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄を削り、同表愛媛県立伊予三島病院、愛媛県立南宇和病院及び愛媛県立北宇和病院における決裁区分の欄中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改め、同表備考中「愛媛県立伊予三島病院」を「愛媛県立三島病院」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。